

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議  
重要インフラ専門委員会  
第21回会合議事要旨

1 日時 平成20年10月8日(水) 15:00~18:30

2 場所 内閣府本府講堂

3 出席者

[委員]

浅野 正一郎 委員長 (国立情報学研究所 教授)  
伊藤 悦郎 委員 (東日本旅客鉄道(株))  
稲垣 隆一 委員 (弁護士)  
大塚 順三 委員 (日本放送協会)  
大林 厚臣 委員 (慶応義塾大学教授)  
雄川 一彦 委員 (日本電信電話(株))  
金澤 亨 委員 (野村証券(株))  
岸本 博之 委員 ((財)金融情報システムセンター)  
佐藤 久光 委員 (東京都)  
田口 靖 委員 ((社)日本水道協会)  
竹原 秀臣 委員 (電気事業連合会)  
土居 範久 委員 (中央大学教授)  
早貸 淳子 委員 (有限責任中間法人 JPCERT コーディネーションセンター)  
松田 栄之 委員 (新日本有限責任監査法人)  
宮島 理一郎 委員 (定期航空協会)  
持田 恒太郎 委員 (三井住友ファイナンシャルグループ)  
森山 拓哉 委員 (住友生命保険相互会社)  
矢野 一博 委員 (日本医師会総合政策研究機構)  
山川 浩之 委員 ((社)日本ガス協会)  
山本 志郎 委員 (日本興亜損害保険(株))  
渡邊 正美 委員 (東京地下鉄(株))

[政府]

内閣官房情報セキュリティセンター副センター長  
内閣官房情報セキュリティ補佐官  
内閣官房情報セキュリティセンター内閣参事官

内閣府（防災担当）政策統括官（防災担当）付地震・火山対策担当参事官（代理）

警 察 庁 警備局警備企画課長（代理）

金 融 庁 総務企画局参事官（代理）

総 務 省 情報通信政策局情報セキュリティ対策室長

総 務 省 自治行政局地域情報政策室長（代理）

厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官（代理）

厚生労働省 医政局 研究開発振興課 医療機器・情報室長（代理）

厚生労働省 健康局水道課長（代理）

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課長

経済産業省 原子力安全・保安院 ガス安全課長（代理）

経済産業省 商務情報政策局情報セキュリティ政策室長

国土交通省 総合政策局情報管理部情報安全・調査課情報危機管理室長

国土交通省 航空局管制保安部保安企画課新システム技術企画官（代理）

国土交通省 政策統括官付参事官（物流政策）付（代理）

国土交通省 鉄道局危機管理室長（代理）

防 衛 省 運用企画局情報通信・研究課情報保証室長

#### 4 議事内容

##### （１） 論点説明に関して

○ 事務局より説明

##### （２） 委員意見開陳

○ 情報共有体制については、現状の枠組みを継続することが適当である。政府機関と重要インフラ委員等との意見交換については、セプターカウンスルに設けるといったことが考えられるのではないか。

○ IT障害をITの機能不全といったサービスに影響のないものも含めて広く捉えるべきか否かという論点に対して、以下のような意見が提示された。

- ・ IT障害の解釈を広く捉えた場合の共有すべき情報の範囲をどうするかという論点について、積極的な報告あるいは開示を義務づけるという方向感が必要ではないかという意見がある一方、情報の開示は、株主との関係や、会社が定めている諸々の規定への抵触の可能性を踏まえると、難しい面があるといった意見があった。

- ・ IT障害の解釈を広く捉えたとして、現場の担当部局で対処している軽微なIT障害までも対象に含め、その全てを限りなくゼロにするとなると、人的及び金銭的コストの面から実行は難しいのではないかという意見がある一方、今後検討すべき課題として整理すれば良いのではないかという意見があった。
- ・ 冗長構成しているシステムの片方の停止をIT障害に含めるのは適当でないという意見がある一方、個々の事例についてそれがIT障害か否かを画定するのは困難ではないかという意見があった。
- ・ IT障害がゼロになったかを評価するのではなく、最終的に国民生活や社会経済活動に影響を及ぼさないため何をしていくか、どのようなPDCAサイクルを回していくか、そちらの整理の方が大事ではないか。
- ・ その事象がIT障害であるか否か、ITの機能不全であるか否かの判断基準の策定は難しく、重要インフラ事業者等が前向きに影響のある特異重大なものとして判断して提出することを期待する以外にないのではないか。専門委員会ではどうすれば前向きにそういった情報が重要インフラ事業者等から自主的に提供してもらえるのかを検討することが重要で、その枠組み作りへの注力が大事ではないか。
- ・ コストと利便性とのバランスに配慮するとした部分は削除すべきでない。
- ・ 目標は国民に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防止することであり、軽微なIT障害をゼロにすることまで求めるのは現実的ではない。ここで、目標ゼロの対象とすべきIT障害、目標達成に向けた手段として情報共有の対象とすべきIT障害、目標達成度合いの評価対象として計測すべきIT障害、これらを区別なくIT障害という言葉で括って、解釈論で議論するから混乱してしまうのではないかという意見がある一方、そういった目標について評価指標の設定が現実的に可能なのかという意見があった。
- ・ 評価にあたって明確に数値で設定できる指標として、例えば、業法上事故報告が求められるレベルのIT障害をゼロにするといったものが可能ではないかという意見がある一方、非常に発生頻度が少ないものを指標にしても、統計的な有意性を持ち得ないという意見があった。

- IT障害情報の共有と守秘義務の関係については、法的な解釈が難しい中で可能な対策に取り組んでいるところであり、法的な解釈の議論を深めるのは別の場とすべきではないか。
- セキュリティーホール等を発見した人が、これを公表することで罪に問われることになると、既存の届出制度がうまく機能しなくなるので、発見者が不利益を被らないための配慮を検討してほしい。
- リスクの開示については公表の範囲が論点になるが、広く国民に内部監査の内容を詳細に公表することは難しいのではないか。
- 脆弱性の取扱いに関する既存のスキームと次期行動計画の情報共有に齟齬が生じないようにすべきではないか。
- 重要インフラ事業者等が安全基準等を適用する際の困難な部分を改善できるよう、国は基礎的な調査を行った上で施策を実施すべきで、行動計画にこれを担保する記載を検討してほしい。
- 国全体での情報セキュリティ対策の最適化、重要インフラ事業者とのコミュニケーションの最適化の指標として、IT障害への対策コストの記載を検討してほしい。
- 現在の記載では国の役割があまり明確になっていないので、そういった点が明示される形での記載を検討してほしい。
- 重要インフラ事業者等からの情報連絡に関する記載について、義務でないから報告の必要がないといった形式的な判断基準にすると、義務でない情報連絡を進めるべきでないという誤解を与えてしまう恐れもあるので、現行の記載を修正してほしい。
- 行動計画に2012年の姿といった項目を設けるべきかとの論点に対し、各分野で実施しているIT政策との整合に齟齬が生じてしまうのではないか、無理な目標設定をするとこの枠組みそのものが崩壊してしまう危険があるのではないか、仮に目標が達成できなかった場合にどうするのかという意見がある一方、国民や社会の目線を意識して政策を形成することが重要ではないかという意見があった。